

議会基本条例検討協議会（第10回）

平成24年8月22日（水）

場 所：委員会室

1 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料1・2）

2 その他

午前9時00分 開会

傍聴人1名入室

1. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 本日は、開催通知で「行政政策等の形成過程の説明、行政評価」「分かりやすい議会運営」「政策形成」「議会事務局」を協議すると案内している。本日配付している資料について、事務局から説明する。

※議事担当係長から資料について説明。

【河崎会長】 前回の協議を踏まえて、資料2として案文を4条記載している。

【山田委員】 「行政評価」の条文について、前回公明党から「議会活動サイクル」との条文を提案していたが、この条文を仮置きしてもらいたい。

【河崎会長】 公明党案は「サイクル」という言葉を入れるということか。

【山田委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 「サイクル」と2回使われており、執行におけるP D C Aと混同するところがあった。

【山田委員】 「行政のマネジメントサイクル」に対して議会として適切に監視及び評価を行っていく「議会活動サイクル」の確立に努めるということで、文章的にはおかしくないのではないか。

【河崎会長】 「行政のマネジメントサイクル」がP D C Aのことで、「議会活動サイクル」は、評価し次の予算に活かすということか。

【山田委員】 決算の時にしっかりと評価して、それを次の予算に反映させていくという考え方を文言で規定したい。

【大波委員】 議会として行政評価を行うということが盛り込まれるので、あえてそこまで規定することはない。

【山本委員】 公明党の考え方はそのとおりであると思う。「議会活動サイクル」はイメージしづらい部分があるので、例えば、「その評価結果を次の予算に活かしていく仕組みの確立に努めるものとする」としてはどうか。

【河崎会長】 案文は行政評価を議会として行うことを強調している。今の提示は議会活動サイクルが強調されている。

【山田委員】 評価をしなければ決算を次の予算に活かしていくことはできないが、議会活動サイクルの部分に強調したい。

【窪委員】 決算を通じて行政の予算の執行状況を評価し、次年度の予算に反映させることは当然のことであり、それを条文として規定するかどうかであるが、あえて条文化しなくてもよいという意見も一理ある。

【山田委員】 当然のことは条文化の必要がないという議論になると、いらぬという条文がたくさん出てくる。逆に基本条例では、当然やらなければならない重点的なことこそを盛り込んでいくことが大事なのではないか。そのことが大和らしさにもつながってくるのではないか。

【窪委員】 事務局にも確認したいが、現状では予算の執行は決算でしか審議できないのが実態である。

【議事担当係長】 今の議決権限では、決算を認定することに関わることになる。

【窪委員】 決算の審査が十分にされているのかが問われる。決算特別委員会をつくる案も出ているが、決算審査をどう充実させるかが、ここでは問われている。十分に審査できたのかという思いを常に持っている。ほとんど質疑をしない議員もいる。

【赤嶺委員】 公明党の提案は「議会活動サイクル」の内容がわかれば、盛り込んでも問題はない。PDCAのようなものであるなら、計画・実行・評価・改善を行うという表現でもよいのではないか。「議会活動サイクル」という文言が重要か。

【山田委員】 考え方が重要である。

【河崎会長】 行政評価を行うだけでなく、その評価結果を次の予算に活かせるようなものを盛り込みたいということか。

【山田委員】 やり方はしっかり検討していかなければならない。予算決算は特別委員会を設けて、分科会で審査した後、全議員で総括質疑を行っている自治体もある。予算決算は大事なことであるので、提案した形で盛り込みたい。

【窪委員】 日本共産党は、決算議会を踏まえて予算要望書を出す。今言われていることは、議員になってから三十数年間やってきたつもりである。規定するかどうかは大いに論議してよいが、この内容は当然のことであるととらえている。

【中村副会長】 やることに関しては一致している。当たり前のことだが条文化したほうがよいと考えるが、「議会活動サイクル」との文言は、まだ言葉として確立していないので定義が必要である。いろいろな意味に取られるのは条例の文言としてはふさわしくないので、この言葉を精査すれば、条文として成り立つのではないか。

【河崎会長】 今までの議論を踏まえて条文を考えた。見出しは「行政評価」で、条文は「議会は、議会として行政評価を行うとともに、評価結果を次の予算に活かせるよう議会活動に努めるものとする。」たたき台である。

【窪委員】 基本的にはそういうことだと思う。

【河崎会長】 議員個人では行政評価をしているが、議会として行うということが大事である。

【窪委員】 会派ごとに賛成討論、反対討論を行うし、予算要望書も出しており、評価はしている。議会はオール与党ではないので、実態としては各会派でやっている。

【河崎会長】 前回、議会として行政評価を行うことでまとめ、手法はこれからになるが、評価結果を行政に提出するところまで合意している。山田委員から次の予算に活かすというサイクル的な要素を入れるべきとの提案あったので、条文案を述べた。

【窪委員】 予算を編成するのは市長であり、提案はするが財政の事情もあり採り上げられないことも多い。どういう表現にするのか微妙な面もある。

【山田委員】 すべて合意をしてやっていくことは大変難しい。会派ごとでならしかりと言える。

【窪委員】 6月定例会での新政クラブ提案の決議は、賛成多数ではあったが、議会として首長に要求した。それはそれとして意義がある。

【大波委員】 議員全員で合意して提案しても、市長が受け入れるかどうかはわからない。会長案は議員の努力規定だが、それでいいのか疑問である。

【窪委員】 対面式演壇の設置は全会一致だが、行政側は財政の問題でやっていない。

【河崎会長】 大波委員の指摘は、後半部分を「評価結果が次の予算にどのように活かされたか説明を受けるものとする」というイメージか。

【大波委員】 そうである。

【河崎会長】 昨年議運で視察した市議会では、実際にそのようなことを行っていた。努力規定で述べたのは、公明党案の表現を生かしたからである。議会と市長との関係では、「どのように活かされたか説明を受けるものとする」というあたりが適切ではないか。

【井上委員】 皆の意見を踏まえると、その条文でよいと考える。

【赤嶺委員】 山田委員がよろしければ、その条文でよい。

【河崎会長】 「評価結果を次の予算に活かせるよう議会活動に努める」だと、議会としての対応として限界があるというところである。

【山田委員】 「説明を受けるものとする」だと、議会が主体的に行うのではなく、市に対して要請する条文となってしまう。

【中村副会長】 「行政がしなければならない」という条文にしたほうがよいのではないか。行政評価をして、要請するのは議会だが、それに対してどうするかは行政が説明しなければならない。

【河崎会長】 条文にすると「議会は、議会として行政評価を行う。市長等は評価結果を予算に反映させなければならない。」ということか。

【中村副会長】 反映できないこともある。

【窪委員】 反映は努力規定とし、投げたボールは返してもらおうということで、その説明を行うことは責務として負わせてもよいのではないか。

【中村副会長】 「議会としての行政評価を反映させなければならない」と規定すると、市長の予算編成権を阻害することになるか。

【窪委員】 それは踏み込み過ぎである。議会は議案に対して賛否を表明する。議会の総意を無視したらその議案は否決される。

【中村副会長】 そうすると、「議会が行った行政評価に対して、市長側がどうするのかということの説明しなければならない」となるか。

【窪委員】 そういう文言を入れればよいのではないか。反映させることを義務づけるわけにはいかないが、議会に対する説明責任はある。

【河崎会長】 「市長等は評価結果を予算に反映させるよう努めるものとする」というイメージか。

【窪委員】 そのくらいの範囲ではないか。

【山本委員】 「市長等は評価結果を最大限尊重するものとし、それに対してどのように反映したかを説明しなければならない」という感じになるのではないか。

【窪委員】 例えば芸文ホールの建設も、五、六年前に市民から陳情が出て、ほとんどの議員の賛成で採択され、現在の予算化になっている流れがある。本来ならば議決して財源的に余裕があれば翌年にでも予算編成しなければならないが、一定の期間がかかった。二代表制の一翼である議会の議決を尊重するのは当然のことである。

【河崎会長】 皆の意見の最大公約数として案文を再度述べる。「議会は、議会として行政評価を行う。市長等は評価結果を予算に反映させるよう努めるものとする。」これで仮置きしてよいか。

【山田委員】 当初言いたかったことから大分それてしまった。議員がさまざまな事業

に対して1年間しっかりと評価して、来年度の予算に活かせるような活動を議会がしていくべきという趣旨であった。

【中村副会長】 具体的にどのような活動をイメージしているのか。

【山田委員】 行政評価シートについて検討を加え、縮小すべき、拡大すべきなどという評価を次の予算に活かせるようきちんとやっていく。

【大波委員】 議員は何をやっていくのか。

【山田委員】 評価シートをしっかりと評価する。

【中村副会長】 行政評価をちゃんとやるということか。

【山田委員】 決算時にしっかりとやって、それを予算にきっちり反映させるようやっていく。

【河崎会長】 どのようにしたら予算に反映されるかを聞いている。

【窪委員】 事務局に確認するが、議員には行政評価シートがあることが見えないが、セクションごとにすべての事業について行われているのか。

【事務局長】 ホームページで公開されている。

【窪委員】 決算審議の中では資料として出されない。ホームページで独自に調べることになるのか。

【事務局長】 どこまで調べるのかは各議員の考え方となるが、資料としてはオープンになっている。

【赤嶺委員】 今話題にしている行政評価は、行政が行っている行政評価か。

【河崎会長】 行政が行っている行政評価のほかに、2年前から総合計画審議会でも施策評価を行っている。

【赤嶺委員】 評価結果が甘いというイメージを持っている。そういうところを議会としてしっかりと評価していくという議論をしているのではないか。

【河崎会長】 議会として評価していくことは前回合意されているが、評価を行った後、どのように予算に反映していくかというところが議論になっている。

【中村副会長】 山田委員の意見では、行政評価をした後、次の予算に活かすように議会として努力をしていくということだが、きちんと行政評価をやった後、評価結果を次の予算に活かすための議会活動とはどういうものをイメージしているのかを聞いたかった。案文では「議会活動サイクルの確立」であるが、行政評価後に次の予算までに議会として何をするのか。

【河崎会長】 副会長は、具体的なイメージがあれば聞きたいとのことである。

【山田委員】 具体的なイメージはあまりはっきりしていないが、飯田市議会が行っているように、抽出して評価をして行政側に提出するという方法もある。

【河崎会長】 そこは行政評価を行うという部分である。その後どうするかである。

【井上委員】 行政評価を行い、予算要求なりを議会として議長名で行うということか。行政側はどう伝えるかの話だと思う。

【河崎会長】 行政評価を行ったら、文書にして行政側に議会として提出する。

【井上委員】 それに対して予算を編成して、これはできた、これはできなかったと説明を受けるとというのが今の話の流れとなるか。

【河崎会長】 ただ説明を受けただけではなく、市長側にそれなりの義務づけをしたいというのが、副会長の意見である。

【中村副会長】 評価をして、それを行政側に伝えるまでが行政評価である。それを受けて予算に反映するかどうかは、行政側にボールが投げられている。どうするのかを議会側に投げ返してもらわなければならない。

【河崎会長】 そこで、基本条例に「予算に反映させるよう努めるものとする」と規定することにより、強制力を発揮するというのが条例の威力である。

【中村副会長】 評価の内容に最大限配慮した予算というボールを投げ返してくださいということを条文に規定するということである。

【河崎会長】 それが山田委員からの提案ではないか。議会として行政評価をして、受け取った行政側が予算に反映し、その予算の決算が出たときに行政評価をするというサイクルをつくりたいということではないのか。

【中村副会長】 予算が議会の出した行政評価をよく反映したものであれば議会はそれを認めるし、何も反映されていなければ修正や否決として投げ返す。それが山田委員の言う「サイクルの確立」ではないか。

【窪委員】 事務局に確認するが、予算編成は8月ころから行われているのではないか。

【事務局長】 サマーレビュー等を含めると年にもよるが、7月後半から8月あたりからスタートすることになる。

【窪委員】 会派として決算を踏まえて予算要望を出すのが、現実的には時間的なずれがあり、反映されるものもあるがほとんど反映されない。時間的なずれがあり無理な面があるのが実態である。

【大波委員】 山田委員は議会による行政評価結果が例えばDであった場合、どのようにするのか。担当課に行って追求するのか。

【山田委員】 意見として要望していく。行政がAとしていても、取りやめたほうがよいという判断もある。

【大波委員】 議会がDという判断をした場合、議会としていろんな面で追及して、Aに持っていく努力をするということか。

【山田委員】 事業の内容による。取りやめたほうがよいという場合もあるし、Aに持っていかなければならない場合もある。

【大波委員】 提案が、議会が努力をするということであるから聞いている。

【山田委員】 「努める」という言葉にこだわっているわけではない。

【窪委員】 実態として、そういうことは予算の委員会審査や一般質問でやっている。問題点を指摘し、行政はそれに対し行政の立場から説明をする。提案したものが何年か後に実現することもある。改善されないものもあるので常に問題点を指摘している。

【河崎会長】 山田委員が納得すればとの意見もあったが「議会は、議会として行政評価を行う。市長等は評価結果を予算に反映させるよう努めるものとする。」との条文で仮置きすることでどうか。

【山田委員】 それでよい。

【河崎会長】 それではその条文で仮置きする。

続いて、「議会への説明等」は川崎市の条文を少しシンプルにして作成した。次の「議決事件」は、地方自治法第96条第1項で議会の議決事件が15項目規定されており、第2項では、第1項に定めるもののほか条例で議会の議決すべきものを定めることができると規定されており、その規定に基づき「総合計画の策定又は変更」「市政の各分野にお

ける政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更」を議決すべきものと定めている。後段の「特に重要なもの」の判断をどうするか、このままの条文とするか、もう少しはっきり書いたほうがよいかは悩みどころである。

事務局で、川崎市議会ではどのような判断で運用しているか問い合わせしているか。

【議事担当係長】 ホームページに記載されている逐条解説では、第2号の計画又は指針は、制定時に既に存在していたものは対象としていないとのことである。新たに議決事項と位置づける場合には、別途協議し決定していくこととなる。また、範囲は、別に議会運営委員会で協議決定していくこととなる、と解説されている。

問い合わせをしたところ、現実的には執行部と議会が協議して決めていくことを想定している。市議会を含む市にとって特に重要なものかどうかで判断していくという話である。なお、制定以来、この条項を適用して議決したものはないとのことである。

【河崎会長】 例えば「計画又は指針のうち特に重要なもの」を削除し、「長期に渡る計画又は指針の策定又は変更」とすると差し障りはあるか。

【議事担当係長】 執行部側の判断は別途あると思うが、議会側から見て差し障りは特に考えられない。

【河崎会長】 せっかく定めても1件もないのは残念である。

【大波委員】 特に重要なものは、市側と議会側の判断が違う。基本的には市長と議会の話し合いによって決めていくという形でよい。

【河崎会長】 案文のとおりでよいということか。

【大波委員】 そのとおりである。

【山本委員】 川崎市議会では、計画又は指針の策定又は変更はいくつかあったが、特に重要なものがなかったのか、議決していないのか。

【議事担当係長】 電話による簡単な聞き取りであり、経過を踏まえて詳細には聞いていない。

【中村副会長】 自治法第96条第1項に規定されている議決事項は、よくわからない内容のものもある。大和市議会において、今までどのようなものが議決されていて、それ以外のもので議決事項にしたいものがあれば加えていくとしたほうがよいのではないか。行政側と調整して決めるとなると、行政は議決事項にしないしてほしいと言われることも多いと思う。

【河崎会長】 第1項に規定されている事項は、本市ではきちんと遵守して議会に諮っている。内容が不明な項目があれば別途各自で調べてもらいたい。

今、議会は行政がつくる計画に対して、例えば第4地区の計画や環境基本計画について、議決権限がない。長期に渡る行政基盤となる計画の策定について、議会は何ら議決権がない。そういうことに関して自治法第96条第2項で議決項目とできるという規定があるので、基本条例で規定したいということである。

【中村副会長】 今現在でも、法律により議決事項になっているものもある。

【河崎会長】 先ほど述べたような計画については、議決事項になっていない。総合計画の基本構想は議決事項であったが、基本構想を定めるという規定自体が自治法から削除されたので、議決事項にするには第96条第2項の規定により規定しなければならないこととなった。

【山田委員】 古澤議員が一般質問でこの件について、基本構想を議決事件にすべきではないかと質問しているが、それに対し市側は、地方自治法における策定の義務づけが廃止された状況にあり、今後は基本構想の位置づけ方の検討もしていくと答弁している。

【河崎会長】 議会基本条例をつくっている最中なので、その結果を見てから判断したいという答弁ではないか。

【山田委員】 今後は基本構想の位置づけ方の検討とあわせ、議決の有無について議論していきたいと答弁していることから、総合計画の位置づけも変わってくるだろうし、「総合計画の策定又は変更」と入れてしまってよいのか。

【河崎会長】 総合計画をつくらなくてもよいという趣旨か。

【山田委員】 自治法改正で基本構想の策定義務はなくなった。

【河崎会長】 それぞれの自治体が自発的につくるという趣旨だと思う。

【山田委員】 それに対して、市長が先ほど述べた答弁をしている。

【河崎会長】 自治基本条例に位置づけるのかという質問ではなかったか。

【山田委員】 基本構想自体を、条例を制定または改変して議会の議決事件とすることについて所見を伺う、と質問している。それに対して、位置づけ方も含めてこれから考えるという答弁であり、行政計画を議会の議決事件に加えることについても消極的な答弁であった。総合計画と規定しても、その言葉自体が変わるかもしれない。

【河崎会長】 それは議会で決めることではないか。

【事務局長】 市側が総合計画をつくらない可能性があるということではないか。

【山田委員】 そうである。

【河崎会長】 基本条例で規定するという事は、総合計画をつくらなければならないということにならないか。

【山田委員】 それはできないのではないか。

【大波委員】 議会としてはつくるべきだということで、議運できちんと協議するという事でよいのではないか。

【赤嶺委員】 案文の第2号の計画又は指針の策定又は変更は、現在議決事項ではないので、基本条例で規定することにより議決事項としかどうかという議論で、総合計画がどうこうではないと思う。第2号の「のうち特に重要なもの」は削除したほうがよい。何が重要であるかは議員の価値観にもよるが、本来であれば一つ一つ議員が精査して、実施するかどうかを議決したほうがよい。

【中村副会長】 総合計画は、自治基本条例に規定がある。それが改正されなければ、大和市は総合計画をつくらなければならないのではないか。

【議事担当係長】 自治基本条例第17条に、「総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)は、自治の基本理念にのっとり定められなければならない」と規定されている。

【中村副会長】 自治基本条例上、総合計画はつくらなければならない。ただし、地方自治法の改正により基本構想が議決事件でなくなったので、議会基本条例か別の条例で議決事件としなければ、総合計画はつくらなければならないが、基本構想は議決事件ではなくなってしまふ。よって、基本条例で規定しておくべきと考える。

たくさんの計画があり、議決を要しないものがたくさんある。どんなものが議決を要しないものなのかをピックアップしてもらい、ある程度時間をかけて議論して、これは

議決が必要だというものをいくつか例示しておくべきである。

【窪委員】 行政財産の変更などは議決事項ではない。学校をつくるという用途変更をしたものを、議会が知らない間に学校の建設を中止した事例もあった。これからもこういうことがありうる。

【中村副会長】 議会が重要と思っても、行政は執行権の範囲内としてどんどん進めてしまう危険性がある。すべては無理でもいくつか例示して、最後に「その他特に重要なこと」として、例示したこと以外にも議決事件とできるようにしてはどうか。

【河崎会長】 具体的に環境基本計画、障害者福祉計画と条文に入れるということか。

【中村副会長】 当該計画が重要だとなれば入れたほうがよい。そうでなければ何が重要かは感覚的な問題であるし、行政側が特に重要ではないと言ってくることもあり得る。

【窪委員】 行政が計画を策定して、確定した段階で議員に提示される。

【河崎会長】 この案文では「基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針」となっており、小さい計画は含まれないニュアンスである。

【中村副会長】 何が重要かは、条例に列挙することにより議会側が決めることができる。ただし、あまり何でもかんでも入れれば煩雑になるし、議会でもすべてわかるわけではない。わからないことまで議決しろと言われても困るので、よく精査して盛り込んだほうがよい。

【河崎会長】 行政側にも納得してもらう必要があり、一方的には決められない部分の一つかもしれない。行政側と話し合わなければならない事項はいろいろあるが、その中の一つの事項として、案文の第2号の「のうち特に重要なもの」を削除して、仮置きすることかどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次の「分かりやすい議会運営」は前回議論したが、いくつか議論していない事項がある。前回、一問一答式で行うことができるということは合意されているが、その際の反問権について、理事者側から説明をもらうこととなっていたが、この件についてどのようになったか、事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 大変申し訳ないが理事者への確認はまだできていない。一点一点出てきた話を逐一確認というわけにもいかないの、基本条例についての確認事項がある程度まとまってからとさせていただきたい。

【河崎会長】 まだやりとりができていないとのことなので、一問一答式と反問権に関しては、一たん保留とさせていただく。

資料1の「分かりやすい議会運営」の項目の58に「原則市長が答弁」とある。提案者の新政クラブに説明をお願いしたい。

【中村副会長】 条文案として、見出しを「一般質問等」とし、第1項「議員の質問に対しては原則として市長が自ら答弁しなければならない」、第2項「市長が他の者に説明させたい場合は議長の許可を得なければならない」である。

【赤嶺委員】 市長答弁でなくてよい場合もある。

【河崎会長】 地方自治法に規定がある。事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 第121条に説明員の出席義務の規定があり、「府県会が支持者を指名

しその出席を要求しても、何人を出席説明させるかは知事の任意であり、その指定に従うことを要しない」という行政実例がある。この解釈からすると、案文は厳しい表現を含んでいると感じる。

【中村副会長】 行政実例と条例は、どちらが上位の規範なのか。

【議事担当係長】 法律に伴う行政実例なので、条例が上回ることは難しい。

【河崎会長】 赤嶺委員の意見は、市長に答弁をもらわなくてもよいということか。

【赤嶺委員】 一般質問の通告でも答弁者を市長とだけ書く方もいると思うが、教育長や病院長と書いている方もいる。それがすべて市長になるのはいかがか。

【中村副会長】 原則市長ということであり、質問者が通告書にそのように書いたら、それを妨げるものではない。ただ、市長と書いて市長に聞いているのに、市長は、後は担当部長に答えさせると言って部長に答弁させる。細かい事項で部長に答弁させたいなら、議長の許可を得てから部長に答弁させるのが普通ではないか。

先ほどの行政実例はいつ出されたかもわからない昔のもので、判例が出ているわけでもない。やってみる価値はある。

【井上委員】 市長はどう考えるかという質問に対して、部長が挙手して答弁しているのは何か不自然である。

【赤嶺委員】 議長が市長を指名すれば、市長は登壇せざるを得ないのではないか。

【河崎会長】 現状は市長が誰に答弁させるかを決めて、その旨議長と打ち合わせができていたので、当該部長が挙手していることもあり、議長が指名する。

原則市長としているが、教育委員会が所管している事項は教育委員会にしか答弁できない。そこは別の考え方が必要である。市長が答弁できないのは教育委員会だけか。

【議事担当係長】 選挙管理委員会、監査委員等の所管は答弁できない。

【河崎会長】 市長は市長部局に関してということになる。

【窪委員】 事務局に確認するが、質問者と市側との調整を踏まえ、誰が答弁するかは事前に正副議長に提示されると思うが、その段階では調整できないのか。

【事務局長】 答弁者については、議長と市長の協議内容ではないので、現時点では誰が答弁するかについて議長と市長が協議していることはない。あくまでも市長の判断による。

【窪委員】 質問者と担当職員との確認を踏まえて、正副議長に答弁者が提示される。それとの関連で、本会議場で議長が、部長が挙手していても市長を指名することはできるということでよいか。

【事務局長】 答弁者は市長の裁量になるので、誰が答弁するかは市長が決めることになる。

【窪委員】 本会議ではあくまでも議長権限で、一般質問のやりとりをするのではないか。議長が市長に答弁を指示しても越権行為にはならないのではないか。

【議事担当係長】 会議規則の中に、何人も議長の許可なしに登壇、発言してはならないという部分の禁止事項があり、この辺りについては議長に非常に強力な権限がある。もう一つの観点で、誰に説明させるのかは長の権限になる。観点到重複はあるが、説明をさせるという判断については権限の属する部分が違う。

【窪委員】 議長が部長を指名しなければ答弁できない。

【議事担当係長】 指名しなければ登壇できない。

【窪委員】 そうした場合、市長が答弁せざるを得なくなるか。

【中村副会長】 この条文は行政に嫌がらせをしようと思っただけではない。議会活性化をするために議会基本条例をつくるということが前提にある。市民は自分たちが選挙で選んだ議員が、自分たちが選挙で選んだ市長とどういう議論をしているかを聞きたいと思う。聞いているのに聞かれた人が答えない。普通の人には誰に答弁させるかは市長の権限とは知らない。地方自治法の行政実例は承知しているが、今までなかった議論であり検討したい。

【井上委員】 市側では、数値的なものは市長は答えないと決まることがあるようである。

【山本委員】 施策実行の最高責任者は市長なので、市長がすべて責任を持って答えなければならないと考えている。現場のほうがよくわかっているような細かな数字で、市長が担当部長のほうが効果的な答弁ができるからと部長に答弁させるのならわかるが、理念・方向性はトップが決めることで市長が責任を持って答えなければならない。そういうつもりで質問しているのに関係部長に答弁させているのは、議会と行政側との関係でもおかしい。基本的に市のことはすべて市長が答えるようにしなければならない。議員が市長に答弁を求めた内容で、基本的な考え方を問うものであれば、議長が担当部長ではなく市長が答えなさいと権限を発動して答えさせるようにしていくべきである。

【河崎会長】 赤嶺委員は別の意見のようであったが、どうか。

【赤嶺委員】 趣旨は理解できるが、なかなか簡単なことではないと思う。議員が市長に答弁を求めている場合は市長が答弁すべきと思うが、その内容にもよる。よって、市長に答弁を求めるときはワンクッション置いて、議長から市長を指名する形をとったほうがよいのではないか。

【中村副会長】 この提案は一問一答式とセットでしている。現状ではすり合わせをしているので、細かいことでも市長が答えられる。市長答弁部分も部長答弁部分も同じ担当者がつくっている。しかし、一問一答式で専門的な細かいことを聞かれるとそれはわからないから、それがわかる方がより正確なことを答えてくれたほうがよい。ただ、現状のようにかっちりとすり合わせをやっているのだから、行政の責任者として市長が答弁する。細かいことを聞いているわけではなく、責任者としての答えを聞いているので、原則市長答弁を条例で位置づけたい。行政実例を盾にとって答弁しないかもしれないが、条例に規定することにより議会としての意思を示せる。

【河崎会長】 この条文案は、委員会質疑を含むのか。

【中村副会長】 一般質問等としている。なぜなら委員会には市長が出席していないからである。

【河崎会長】 そこも求めるのか。

【中村副会長】 そこまでは求めない。まずは一般質問である。

【河崎会長】 一般質問等の「等」は代表質問などか。

【中村副会長】 今後、そういうものがあれば含まれる。

【窪委員】 議案に対する質疑も含まれるだろう。

【中村副会長】 委員会について求めないのは、現状委員会ではすり合わせを行っておらず、現場の細かいことを聞いているので、市長にはわからない。担当職員のほうが正確な答弁が出る。

【大波委員】 ここまで規定する必要はない。このとおりであるべきだが、基本条例でここまで当たり前のことを規定するのはどうか。議員のサポートを議長がするということをきちんとすれば規定する必要はない。

【中村副会長】 この場で結論が出なくても、継続して検討してもらえればよい。

【窪委員】 議長は一般質問や議案質疑に対して適切な答弁を理事者側に求めるという規定で、副会長が提案している目的は達成できる。議場を仕切るのは議長である。

【佐藤委員外議員】 誰が答えた内容であっても、市として責任を持った答えて最終責任は市長が持っていると考えているが、それは正しい理解か。

教育や選挙は、教育委員会あるいは選挙管理委員会が所管しているとの話があったが、本来であれば一番責任を持っているのは教育委員長、選挙管理委員長である。現状、教育長や選挙管理委員会事務局長が答弁しているが、市長についてこだわるのであれば、最終責任を持った方が議場にきて答弁すべきである。

【事務局長】 部長等は補助執行者であるので、最終責任は市長にあるという考え方である。

【河崎会長】 教育委員長、選挙管理委員長の件はわかるか。

【議事担当係長】 先ほど述べた行政実例をお示しするしかない。議会によっては執行機関の長が来ているところもあるが、法解釈の中でそれぞれが判断して決定している。

【河崎会長】 責任ある適切な真摯な対応ということ、市長と議会との関係といったところに盛り込むという方法もある。

【中村副会長】 嫌がらせをしたいわけではない。本来はこういう形ということである。責任者としての答弁をするから価値がある。企業でも社長が出てきて話をするのと、副社長や広報担当が出てきて話をするのでは違う。

【窪委員】 以前、ある市長は答弁で自分の見解をとうとうと述べて反論していた。部長を差し置いて自分で答弁するという市長もいたし、今の市長にも大いにそういうものを期待する。議長に論戦が活発になるように努力をしてもらいたい。

【河崎会長】 議会と市長との関係の仮置き条文に、第2項として何らかの条文を考えてみたい。ここまであからさまに条文化すると、大和市議会は市長が答弁しないのかとなりかねない。

「分かりやすい議会運営」では無所属から65で、パワーポイントや質問時間1人60分との提案が出ているが、これは既に議論されている内容である。経過について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 一般質問の質問時間については、平成20年の議会改革検討協議会の報告を受けて、質問時間の統一化が代表者会で採択され、現在の1人30分をベースとするルールになっている。

パワーポイントを使用できるように整備については、同じく議会改革検討協議会の報告を受けて、議場設備、議席マイク設置、スクリーン設置について、まずは対面式演壇の設置について検討として代表者会で採択されている。

【河崎会長】 いずれにしても基本条例に盛り込めないのが、個別に代表者会、議運で提起してもらうことでよいか。

【大波委員】 それでよい。

【赤嶺委員】 無所属は、議長・副議長・監査委員の所信表明を提案しているが、これ

についてはどうか。

【河崎会長】 この件について、無所属に説明をお願いしたい。

【大波委員】 こういう体制になってほしいということである。

【河崎会長】 それぞれの役職の役割認識ということか。選挙ということか。

【大波委員】 具体的に何をやりたいのか意思表示をきちんとしてもらいたい。

【河崎会長】 現状、全員協議会で所信表明しているが、それをもう少し充実したものとということか。

【大波委員】 そうということである。

【河崎会長】 入れるとすれば、どの項目に入れるかである。正副議長や監査委員がそれぞれ自分の役割責任をしっかりと認識するということと、それに先立って所信表明でしっかりと表明することを規定したいということか。選挙のあり方といったことではないということか。

【大波委員】 あり方にも通じてくるかもしれない。

【井上委員】 今はどういう規程によって所信表明が行われているのか。

【議事担当係長】 代表者会の決定事項で、全員協議会で行われている。監査委員は議案として市長から提案される性質上対象とされておらず、正副議長を対象とし、行うかどうかは本人の意思によると決定されており、それに基づき実施されている。

【赤嶺委員】 無所属の所信表明の提案は、みんなの党大和の提案と同趣旨か。

【大波委員】 趣旨は近い。

【山本委員】 みんなの党の提案は、正副議長選挙の様子をガラス張りにして、市民にわかるようにすることを求めている。

無所属の提案は、選挙のことを指しているのか、選挙で選ばれた後のことを言っているのか。

【大波委員】 両方である。

【河崎会長】 一たん休憩とする。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

【河崎会長】 再開する。先ほどのところをどういう形で条文化すべきか、考えがあれば挙げてもらいたい。

【赤嶺委員】 この件は、前回みんなの党大和の提案での議論で結論が出ていると思うが、その内容を確認したい。

【河崎会長】 提案は本会議で行うとのことだったが、今の地方自治法では休憩して行うのでなければ難しいということである。現在所信表明は全協で行っているが、全協を公開にすることが議論されているので、その方向性でよいかということで結論を出したと記憶している。

【議事担当係長】 法律的に議会で行う選挙には立候補制の準用がないため実施困難であることを踏まえて議論された。

【河崎会長】 無所属からは、正副議長の役割や責務、それに先立って所信表明においてもわかりやすい議会にするために何らかの提案があったと受けとめてよいか。

【大波委員】 それでよい。

【河崎会長】 正副議長の役割という項目を新たにつくり、「正副議長はその役割をしっかりと自覚し、所信表明においてもそのことをきちんと表明しなければならない」などの条文とするか。

【大波委員】 それに近い条文が入ればよいのではないか。

【井上委員】 全協で行うという内容は変わらないか。それを明記するかどうかという話か。

【河崎会長】 正副議長選挙をどうすべきかを規定している基本条例はあまり見受けられない。今本市議会では全協で所信表明を行っているので、まずは全協を公開とし、市民に対してもきちんと所信表明をしてもらうという方向を追求していく。

今、課題提起されているのは、正副議長の所信表明にはあまり内容がないのではないかと言いたいのだと推測する。正副議長の責務役割の条文を入れて、その条文にも所信表明についてきちんと述べることを規定する方向でよいか。

【大波委員】 それでよい。

【赤嶺委員】 考え方、こういった形がよいのかを会派内でしっかりと固めて議論に臨みたい。この議題は、後日改めて審議をお願いしたい。

【河崎会長】 正副議長の役割責務について、他の会派でも議論をしてきてもらいたい。無所属には条文案の作成をお願いしたい。

【窪委員】 役割と責務を規定するのか。

【河崎会長】 それを含めて議論してきてもらいたい。

【中村副会長】 先ほどの「原則市長が答弁」との提案で、議長の議事進行に委ねるといふ書き方のほうがよいとの提案があったが、そうすると議長とそれを補佐する副議長の役割がすごく難しくなってきた、今の議論にも影響してくる。

【河崎会長】 そのことも考えてきてもらいたい。

次に64の一対一でクエスチョンタイムとの提案が出ているので、提案者の山本委員から説明をお願いします。

【山本委員】 会派代表が1対1で市長に質問する。こうすることで、市長に対して聞いているのに関係部長が答えるということもなくなる。議員もしっかり勉強する必要がある。1対1でやることは市民から見てわかりやすい。事例がないと考える方がいるかもしれないが、大和市として議会と市長がしっかりと議論をするという象徴的なものになる。ぜひ導入できればと考える。

【河崎会長】 どの項目にどういう条文として入るか。

【山本委員】 独立した条文がわかりやすい。

【河崎会長】 以前説明をしてもらった時は、一般質問より国会の党首討論のイメージとのことであったが、一般質問でもなく委員会質疑でもなく質問をするということか。

【山本委員】 市長に市政に対する基本的な考え方を聞く。市の方向性は市長が責任を持って決めるが、議員が聞いてもちゃんと答えているようには感じられなかったり、わかりにくかったりする。より明確にする形としては大変わかりやすい。

【河崎会長】 事務局に確認するが、今ある質問の種類は、議案に対する質疑、委員会質疑、一般質問、代表質問があり、そのほかに議会で決めれば何か質問ができる制度になっているか。

【議事担当係長】 会議規則その他の規程で決める必要がある。代表質問は一般質問の規定を使って一般質問の変形として行った。議会のやりとりはすべて根拠があって行われている。

【河崎会長】 一般質問の変形として今のようなことはできるか。

【議事担当係長】 少し研究してみる必要がある。

【赤嶺委員】 一般質問において、対面式演壇で一問一答式では駄目なのか。

【山本委員】 それでもできるが、絶対的に違うのは市長がほかに振ることができない。

【議事担当係長】 一般質問の変形として行うと考えると、地方自治法第 121 条の規定があるので、対象を限ることを条文化することは難しい。

【山本委員】 議会として市長とやりとりができるようにしたいと申し入れて了承されれば、条例で答弁者を規定できないことはわかるが、申し合わせておけば問題はない。

【河崎会長】 赤嶺委員の指摘のとおり、一般質問で一問一答式ができれば、そこで十分できる内容ではないか。

【山本委員】 一問一答式では市長がほかの人に振って自分で答えない。それを改善すると同時に、市民にわかりやすい形でできればと考えている。

【井上委員】 反問権も想定しているのか。

【山本委員】 それも想定しているが、議員が質問したことにまずは市長が答えることが必要である。質問に対して質問で返してきた場合は答える必要はない。

【河崎会長】 条文化は難しい感じがする。

【中村副会長】 代表質問は導入したが廃止した。この提案は、会派の代表が会派の政策を市長の政策と戦わせるということによってわかりやすい。代表質問を復活させ、一問一答式とし、反問権を導入することによって、さらに市長が原則答弁という条文を入れることができれば、スタートはできる。行政実例があっても判例が出ているわけではない、不可能ではない。

【河崎会長】 一度、今の制度の中で実践してみてもどうか。

【山本委員】 現状の一般質問でやろうとしたら、市長が答弁することを徹底してくれれば別であるが、恐らく実現できない。

【赤嶺委員】 質問する人がどういう形で議論をしたいかによる。議会改革の一環として代表質問が廃止されたが、明るいまらい・やまとでは私の一般質問を利用して、会派を代表して施政方針に対する質問をした。どのようにしていくかは自分で決めればよいことで、市長が答弁する、しないは別の問題ではないか。まず進めるべきは対面式演壇と一問一答式で、それができないようであれば改めて検討すべきではないか。

【山本委員】 すべてを一足飛びに実現したい。現状一般質問でやっても市長がちゃんと答弁しなければ、クエスチョンタイムを実現することは難しい。

【河崎会長】 一度やって見せてもらおうと、ほかの会派もなるほどと思うかもしれない。代表質問は一度やってみたが、2年で廃止となった。国会は政党政治なので政党ごとに政策が異なっているが、保守系で集まっている会派も多い中で、なかなか政策として市側と四つに組んでやっていくのは難しいという部分と、3月定例会に限っていたので、予算に対する討論と代表質問が一緒になってしまうところもあった。四つに組んで政策を戦わせるのは結構大変なことなので、実践して見せてほしい。

【山本委員】 市長にやってみないかと投げかけることはできないか。

【河崎会長】 どういうイメージかがわからないので、投げかけられない。一般質問でも代表質問的なことはできる。それとクエスチョンタイムとがどう違うのかが、一度やってみせてもらおうとわかる。一問一答式も井上委員がやってみたことで、課題などがわかった。一度やってみようというのわかりやすい。

【窪委員】 現状では演壇に登壇しなければならないので間延びする。まずは対面式演壇を実現させれば、実験的に間延びしないでやれるのではないか。議員も市長も自席に戻らずお互い演壇に立ったままやることは、誰も否定していないので可能である。

【佐藤委員外議員】 一度やってみてはどうかということの趣旨がわからない。対面式、一問一答式で市長が答弁するということが議論されているが、それを全部ひっくるめた究極の形を山本委員はイメージしていると思う。その前提ができていない状況で実践しろというのは無理があるのではないか。

【河崎会長】 代表質問や一問一答式まではイメージできるが、どういう内容をクエスチョンタイムで聞きたいのかがわからない。

【大波委員】 市長がどんどん反論をしてくる。その内容も全部調整するのか。どういう内容かわからないことも含めて議論するのか。

【山本委員】 主導権はこちらが握る。全然関係ないことを市長が質問してきたら、質問した事項に関係ない事項であると切り捨てることで十分である。

【窪委員】 国会の党首討論をイメージすればよい。

【中村副会長】 そういうことだと思う。現時点で行うのは難しいが、考えてみる価値はある。今後の議会のあり方として、ここでこの議論は終わりにしないほうがよい。継続して考えるべき事項である。

【河崎会長】 形だけではなく、中身でちゃんと答弁してもらわなければならない。この内容は次のステップということで次の項目に進みたい。

「政策形成」についてであるが、大和クラブから条文案が提示されているので、まずは説明をお願いします。

【古谷田委員】 政策研究会の条文案を提示している。「議会は、市政の重要な政策や課題について共通認識と合意形成を図り、政策立案及び政策提言を行うため、(仮)政策研究会を開催する」とあるが、言いたいのは共通認識と合意形成を図ることであり、市側から案件があるときに審議できる場所を設けたい。新政クラブから出された決議や条例案なども、この研究会で協議できればよいと考えて提案した。議員が議案を出すときに、個人で各会派を回る方法もあるが、政策研究会で一度協議して、よりよいものをつくりたい。

【河崎会長】 全員協議会では駄目なのか。

【古谷田委員】 全協という公式の場ではなく、その一歩手前で自由に議論していきたいというのが狙いである。

【河崎会長】 副議長を主管に常設というところでは、全会派が出席して行うのか。

【古谷田委員】 副議長を主管にして、より議論をしていきたい。

【中村副会長】 どこかの自治体でやっているものをイメージしているのか。

【古谷田委員】 呉市議会を参考にして提案した。

【河崎会長】 呉市議会は、政策研究会か。

【古谷田委員】 そのとおりである。

【中村副会長】 先日、二見委員と鎌倉の政策法務研究会を視察してきた。この研究会は正規の機関ではなく、複数の議員が任意で立ち上げて、超党派で集まっていて、合議で運営している。ここで政策テーマをしぼって条例案をつくって議員提案で提出して制定している。公式の機関ではないのでフランクに運営できるが、議会のホームページから政策法務研究会のページへリンクされており、議会事務局や市側の法制担当にも関わってもらいやっている。ただ正式の機関ではないので、基本条例で規定するのではなく、任意の勉強会という位置づけである。この提案には賛成であるが、どういう位置づけがよいのか検討が必要である。

【古谷田委員】 よりよいものをつくりたいので、自由にできることには賛成である。どういう位置づけがよいのかは、皆に意見をもらいたい。

【二見委員】 副議長を主管に置いたりすると固くなり、構成も会派の人数案分になったりする。サッカー議連のような任意の団体のほうが自由で皆やりやすいのではないか。条例をつくるにしてもいろんな案が出てきて、会派は関係なく、一つの方向に向かって楽しい議論ができるのではないか。

【赤嶺委員】 任意団体だと、多少の事務局のサポートがあるにせよ、議事録が残ったりはしない。呉市のように条例で設置すれば、委員会などと同様に扱われる。共通認識と合意形成を図る何らかの形は必要である。

【大波委員】 基本的には賛成である。まずは任意でやってみて、うまくいくようなら条例で規定してもよい。

【河崎会長】 条例に規定することに賛成である。例えば「議会は政策研究会を設置できる」というような条文として、テーマごとに関心がある議員が超党派で集まって議論をしたり視察に行ったり条例案をつくるというイメージのほうが、本当にその事に関心がある議員で議論ができる。

【山本委員】 共通認識と合意形成を図ることはやっていかなければならない。みんなの党大和が提案している 70-1 で条文案として「議会は、一般質問を終えた後、議員間議論を行う場を設けなければならない」と提案しているが、似たような形である。

【河崎会長】 研究グループの一つとして、一般質問の答弁に対する検討をするグループをつくってもよいかもしれない。

【山本委員】 一般質問に限らず、その議会での行政側の対応に対して、議会としての対応を考える。

【河崎会長】 条文としては、「議会は政策立案や合意形成のため、政策研究会を設置することができる」でよいか。

【山本委員】 それでよい。

【中村副会長】 テーマ別とは、いくつかの政策研究会ができるということか。

【河崎会長】 そのくらい議会が活性化すればすごいことである。

【中村副会長】 複数のグループに参加してもよいのか。

【河崎会長】 複数に参加してもよいし、どこにも参加しなくてもよい。

【中村副会長】 会派案分だと、入りたいものに漏れたり関心がないのに割り当てられたから参加したりとなり、活性化はしない。いくつもの研究会ができて目的が達成されれば終わり、また新しい研究会ができる。おもしろい提案である。

【河崎会長】 タクスフォース型である。常設だと緊張感がなくなったりする。

【窪委員】 日本共産党は「各常任委員会は、休会中にあっても必要に応じて委員会として情報収集と研修を行う」と提案しており、今議論しているようなことをイメージしている。委員長が主催して他の委員会の委員が入ってもよい。合意形成は難しいが、テーマを決めてやることは必要である。

【赤嶺委員】 任意の団体であれば今すぐにでもできる。やってみて課題を抽出し、正式な会議にしたほうがよいとなれば、正式な会議になれるような条文をつくっておけばよいのではないか。つくることができる規定にしておいて、必要があれば設置して必要がなければ任意団体でやっていけばよい。

【河崎会長】 仮置きする条文としては「政策立案や調査研究のため、政策研究会を設置することができる」でどうか。

【窪委員】 任意団体でもよいが、せつかく常任委員会や議運がある。正式な機関で結論を出すことでそれなりの重みも出る。

【河崎会長】 条文はこの程度として、実際にどこが設置を認めるかは、議決することが多くなると問題はあるが代表者会できちんと認めて全会派に周知する。そういう運用は代表者会等で決めていく必要がある。

【窪委員】 代表者会で諮るのではなく、それなりに賛同する議員もいる。賛成多数の場合もある。

【河崎会長】 条例案を諮るのではなく、研究会の発足に当たり議会としてそれを認めていくということである。

【窪委員】 それは一向に構わない。

【河崎会長】 そこでまとめた条例案はそのまま議会に上程されることになるし、賛否はそれぞれの議員が判断することになる。

本日はこれまでとする。9月は定例会があるので、次回は9月28日を予定している。この条例に前文をつけるかどうかについて賛否もあったが、次回まで時間が空くので、基本条例に前文をつけるとするとどのようなものとなるか考え始めておいてもらいたい。一会派で一つは案を出してもらいたい。次回まででは厳しいのでその次くらいまでにお願したい。

【大波委員】 10月12日までにとのことか。

【河崎会長】 10月12日までには前文案を考えてきてもらいたい。

【赤嶺委員】 箇条書きでもよいか。

【河崎会長】 その場合、誰かがつなぐことになる。

傍聴の方から感想等があればお願したい。

【傍聴者A】 本日は正副議長の話題が出たが、議会を活性化するためには正副議長の役割は非常に大事である。何らかの役割分担を条例に明確に規定することにより、議長のリーダーシップにより議会は大幅変わってくると思うので、そういうところに期待している。

2. その他

【河崎会長】 ほかになければ、本日は以上で終了する。

午後0時02分 閉会